

報道関係者 各位

令和5年1月11日（水）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

(代表電話) 048 (600) 6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和5年1月3日（火）から1月9日（月）において、埼玉労働局職員33名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

(当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳)

- 1月3日（火）3名（川越労働基準監督署、所沢労働基準監督署、ハローワーク大宮）
- 1月4日（水）7名（埼玉労働局、川口労働基準監督署、川越労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク本庄、ハローワーク大宮）
- 1月5日（木）5名（埼玉労働局、ハローワーク川越、ハローワーク行田、ハローワーク草加）
- 1月6日（金）5名（さいたま労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク川越、ハローワーク秩父、ハローワーク春日部）
- 1月7日（土）3名（さいたま労働基準監督署、ハローワーク熊谷）
- 1月8日（日）7名（埼玉労働局、行田労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク大宮、ハローワーク川越、ハローワーク草加）
- 1月9日（月）3名（埼玉労働局、ハローワーク川越）

当該33名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。